## パブリックコメント等のご意見の 浜田市協働のまちづくり推進計画(案)への反映一覧

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
	P5 (3) 計画の期間	「計画の期間及び進捗状況の評価・検証等のスケジュール」の表に次のとおり追記(P5)	事務局修正 ⇒市民意識調査は、原則、推進計画改定時に行うこととす
		ユール」の教に次のとおり追記(F3)   令和5年度(2023)の欄に「 <mark>市民意識調査</mark> 」を記載	るが、初期段階はより詳細に協働の進捗を把握するため、
1		DIESTEX (EVES) SAIMIC IS DOWNINGE. COUR	短い期間で調査を行う必要があると考えました。よって、
			第 1 期計画期間中においては、策定から 2 年後の令和 5
			年度にも意識調査を行い、進捗状況を検証することとし     + +
	P10 (5) 協働の主体	次のとおり修正 (P10)	ます。 パブリックコメントの意見により追記
	・事業者の説明	「事業者は、本来営利団体ではありますが、近年は企	「P10 企業の社会的責任 (CSR) との記載は「共通価値
	「事業者は、本来営利団体ではあります	業の社会的責任(CSR)や共通価値の創出(CS	の創造 (CSV: Creating Shared Value)」とすべきではな
2	が、近年は企業の社会的責任(CSR)と	V)という概念の広がりにより、事業者の公益的活動	<b>レ</b> ℩カ℩。」
	いう概念の広がりにより、事業者の公益	としての協働は今後、進んでいくと思われます。」	⇒ご指摘のとおり、「共通価値の創造(CSV:Creating
	的活動としての協働は今後、進んでいく		Shared Value)」の要素もあることから、企業の社会的責
	と思われます。」		任(CSR)と並記します。
	P16 (2)意識調査から見えてきた協働	次のとおり修正	地域協議会及び協働のまちづくり検討部会からの意見に
	の現状と課題	① P16「ア 協働のまちづくりへの意識」の欄に「条	より追記
		例の認知度」の結果を加える。	<地域協議会>
		② P17「イ まちづくりへの参画」の欄に <mark>「町内会へ</mark>	計画書 (案) P16~20 までの「協働の現状と課題」の根
3		の加入」及び「市政の中で関心がある分野」の結果	拠となる「市民等及び市職員の意識調査」について調査概
		を加える。	要を含め全集計結果をこの計画書の添付資料とし、所要
		③ P19「ウ まちづくり活動団体」の欄に「町内会運	の変更を加え策定・公表してください。
		営の課題」及び「協働の相手先」、「NPO 法人運営の	⇒資料編に市民等及び市職員の意識調査結果全てを掲載   
		課題」の結果を加える。	します。
		④ P22「エ まちづくりセンターの現状」の欄に「ま	計画本文でも折角実施したアンケート調査概要につい

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
		ちづくりセンターの利用等」の結果を加える。	て今少し詳しく触れるべきです。またアンケート結果に
		⑤ P23「オ 市職員の現状」の欄に「 <mark>協働のまちづく</mark>	関しても、「意識調査から見えてきた協働の現状と課題」
		りを進めるための有効な施策」及び「町内会への加	というタイトルにしては、5 ページというボリュームは圧
		入」の結果を加える。	倒的に不足。
			⇒左記のとおり追記修正します。
			特に「まちづくり活動団体 1項目」「まちづくりセンタ
			一の現状 1 項目」「市職員の現状 2 項目」で「協働の
			現状」を記述できているはとても言い難い。
			<協働のまちづくり検討部会>
			浜田市総合振興計画審議会への中間報告では、当初ス
			ケジュールの変更をしてまで行った市民等意識調査に関
			する結果が、調査概要も省かれた一部(市民アンケートの
			クロス集計のみ)となり、職員意識調査結果に至っては全
			部が省かれています。何故か?
			アンケートの実施については、条例第2条第1項1号及
			び同条第2号の推進に向け、対象を条例第2条第1項第
			7号に高等教育機関を加えたもの、また条例第7条第2号
			に定める「市の職員」を対象とし、必要な現状の把握をす
			るために条例第6条第3項に基づき条例第9条第1項第
			4号に定めたものを実施したと理解している。
			従って、その結果の全部を報告することで計画本文の
			記述との整合性についてのチェックがなされるべきと考
			えます。
			よって次回部会では、これらを下欄構成にてきちんと
			報告し、計画に所要の変更を加えたものを提示して下さ
			٧١°
			また、協働のまちづくりに関する浜田市の現状把握の

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			ために行われたアンケート結果を市民等と共有できない
			とすれば、それは「恊働」の名に恥ずべき行為です、条例
			第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項
			に抵触すると考えます。
			アンケート結果の構成
			・資料は第 5 回部会で配布されたものをベースとし、タ
			イトルも (資料編)【市民意識調査】【職員意識調査】とし、
			【市民意識調査】は市民アンケートと団体アンケート、
			【職員意識調査】は職員アンケートの結果とし、第6回
			部会で提示されたクロス集計は、市民アンケートの付属
			資料とする。
			パブリック・コメントは、計画書のみでアンケート結果
			が添付されていません。この手法は条例第16条第1項の
			定めに反します。*文中「条例」とは「浜田市協働のまち
			づくり推進条例」を指す。
	P22「1 理念の共有」	次のとおり修正 (P27)	総合振興計画審議会からの意見により追記
	② 出前講座の開催	「市民等が <mark>出前講座等</mark> を開催する場合は、市から講	「市民等が研修会等を開催する「場合は」とあるが、要
4	「市民等が研修会等を開催する場合は、	師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や	請がないと進まないのであれば意味がないので、市民任
	市から講師を派遣し、条例や協働のまち	制度等について分かりやすく説明します。併せて、市	せにするのではなく、行政が率先して研修会を開催する
	づくり等、市の施策や制度等について分	民等に対し、出前講座等の開催の働きかけを行いま	などの文言にして欲しい。」
	かりやすく説明します。」	す。」	⇒受け身ではなく、働きかけを行う記述を追加します。
	P23「3 情報発信、共有の推進」	次のとおり修正 (P27)	総合振興計画審議会からの意見により追記
	② 協働事例集の作成	「市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、	「作成した後のことまで目的を含めて言及してほし
5	「市民等と市が協働で実施した事業を取	「協働事例集」を作成し、様々な媒体や機会を活用し	V'₀ ]
	りまとめ、「協働事例集」を作成します。」	て市民等への周知を図ります。」	⇒作成し、様々な媒体等を活用して周知を行う記述を追
			加します。

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
	P23「4 若い世代が参加しやすい機会づく	次のとおり修正 (P27)	総合振興計画審議会からの意見により追記
	り」	若い世代(UIターン者を含む。)と年配者との世代	「4 若い世代が参加しやすい機会づくり」とあります
	若い世代と年配者との世代間交流を促進	間交流を促進し、幅広い世代で担い手を育成すると	が、先の話に戻りますが、若年層がそもそも町内会に入っ
	し、幅広い世代で担い手を育成するとと	ともに、地域活動の継承を進めます。	ているのか?も疑問です。若年層で言えば、総合振興計画
6	もに、地域活動の継承を進めます。		では若年層の定住や移住促進も大きなテーマになってい
0			るのに、まちづくり推進計画でよそから来られた移住者
			や定住者に向けた表記がないのは整合性が取れないので
			はと思います。
			⇒若い世代という表現の中には当然いUI ターン者も含ん
			でいますが、明記するよう修正します。
	P26「2 活動拠点の整備」	仮称を変更(P30)	事務局修正
	② まちづくりセンターの整備	「石見地区において、地域活動や市民活動等のまち	⇒今年度の中期財政計画においては、「(仮称)石見第2ま
	「石見地区において、地域活動や市民活	づくり活動の拠点施設として、石見まちづくりセン	ちづくりセンター」の整備としており、この推進計画にあ
7	動等のまちづくり活動の拠点施設とし	ター(仮称)長沢サブセンターの整備を図ります。」	っても当該名称で記述していました。今年度の調査研究
	て、(仮称) 石見第2まちづくりセンター		の中において、名称を「石見まちづくりセンター(仮称)
	の整備を図ります。」		長沢サブセンター」に変更したことから、名称を合わせる
			ため修正します。
	P26「2 活動拠点の整備」	「③ まちづくりセンターの活動の環境整備」を追記	R4.2.10_第7回協働のまちづくり検討部会での意見によ
		(P30)	り追記
		「まちづくりセンターの施設改修、設備・備品の更新	「既存のまちづくりセンターに対しての活動拠点の整
8		又は修繕を計画的に実施します。」	備に関する取組の記述がないため追記していただいきた
			V ′₀
			⇒「活動拠点の整備」の取組として、③に「まちづくりセ
			ンターの活動の環境整備」の項目を追加します。
	P29「3 まちづくりセンター機能の充実・	次のとおり修正 (P33)	事務局修正
9	強化及びまちづくりコーディネーターに	「まちづくりセンター職員がまちづくり活動団体等	⇒まちづくりセンター職員に対して社会教育士の取得を
			進めることから、この推進計画においても明記するよう

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
	よる支援」 ② まちづくりセンター職員研修の実施 「まちづくりセンター職員がまちづくり 活動団体等からの相談に円滑かつ有効に 対応し、まちづくり活動に必要な支援を 行えるよう、各センター職員向けの研修 を行うとともに、センター間の情報交換 会を実施し、相談・連携機能の強化を図り ます。」 P30 基本方針IV:協働の仕組みづくり	次のとおり修正 (P34)	事務局修正
10	地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、地域協議会と連携し市民等と市が一体となったまちづくりを進めます。 市政に市民の意見や提案を反映するため、審議会等での審議やパブリックコメントの実施等、市民参画の機会を拡充します。 協働の考え方や手法を全庁的に進めるための体制や仕組みを整備します。	や仕組みを整備します。 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづく りを推進するため、地域協議会と連携し市民等と市	⇒列記した取組の順序と揃えるため、前段の説明文の記述を入れ替えます。 また、事業者との連携についての記述を追加します。
11	P30「1 協働推進体制の整備」 ① 協働推進員の指定 「各 <u>部局</u> に協働を推進するため職員(協 働推進員)を指定するとともに、協働推進 員を対象とした研修会等を実施します。」	各部局を各課に変更 (P34) 「各 <mark>課等</mark> に協働を推進するため職員 (協働推進員)を 配置するとともに、協働推進員を対象とした研修会 等を実施します。」	事務局修正 ⇒課単位に配置することを明確にするため、具体的な記述に修正します。

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
	P31「2 市民参画機会の確保」	次のとおり修正 (P35)	総合振興計画審議会からの意見により追記
	① 地域協議会との連携	「地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづく	「ここの説明について、主語があいまいなのでよくわ
	「地域の課題や問題を取り上げ、より良	りを推進するため、市長の附属機関として設置した	からない。誰が審議するのか、もっと明確にして欲しい。」
12	いまちづくりを推進するため、地域協議	地域協議会と連携し、市の重要施策や一体的なまち	⇒市が市長の附属機関として設置した地域協議会と連携
12	会と連携し、市の重要施策や地域の施策	づくりについて協議します。」	し、協議するという記述に修正します。
	や課題について調査審議していただきま		
	す。」		
	P31「2 市民参画機会の確保」	「⑤ 意見・要望の把握」を追記 (P35)	パブリックコメントの意見により追記
		「市が行う事業や施策に対する市民等からの意見・	「協働推進本部」において行う自己点検や検証とあり
		要望・提言等については、その内容を検討し、より多	ますが、具体的になにをどう点検検証するのか分かりま
		くの市民等の意見が当該事業や施策に反映できるよ	せん。自己による点検や検証をするだけでは改善されな
		う努めます。」	いことも多いと思われるため、市民等からどういった課
			題が寄せられたか、原因をどう考え、どのように解決した
			のか、取り組んでいるのかという検証も行う必要があり
			ます。協働推進本部が行う自己点検、検証の目的と内容を
			具体的に示し、市民による意見や提案等にどう対応した
13			のかについても点検項目に加えてください。市がまちづ
			くりに関する課題について受け付けた内容や、それらに
			対する対応をどうしたのかが可視化される仕組みづくり
			について、ぜひ計画に具体的に示してください。それが、
			自己点検に役立ち、市民等へのまちづくりに関する情報
			提供にもなります。
			⇒「市民参画機会の確保」の取組として、⑤に「意見・要
			望の把握」の項目を追加します。
			協働のまちづくり推進条例が施行されて 9 ヶ月過ぎま
			した。歴史文化保存展示施設、災害対応、パブリックコメ

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			ント制度への対応、市民の権利を制限する規則の施行、さ
			まざまな疑問点について市に説明を求めましたが、前例
			のない決定について合理的な説明も無いもの、市の意思
			決定について経緯や理由が公文書に残っていないため検
			証できない例がありました。協働のまちづくり推進条例
			の第4条2に「市民等は、まちづくりに関する情報を知
			る権利を有する。」とあります。また、第6条では「市は
			基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら
			考え、参画することができるよう、必要とするまちづくり
			に関する情報を積極的に提供するものとする。2 市は、市
			民等にまちづくりについて分かりやすく説明するととも
			に、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応する
			ものとする。3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極
			的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、まちづくりに
			反映するよう努めるものとする。」とあります。つまり、
			市はまちづくりに関する情報を積極的に提供することに
			なっていますが、意思決定の過程を公文書に残していな
			いため正解と言える説明が受けられないことがありまし
			た。
			具体的に浜田市庁舎管理規則を令和3年8月31日に改
			正、翌日9月1日施行していますが、これまで「許可行
			為」(申し出があれば許可していたもの)であった庁舎内
			での撮影や録音を「禁止行為」(申し出があっても許可し
			ない9に変更しました。この理由を担当課に尋ねると、担
			当課は「即答しかねる。課長に確認して回答する。」と言
			われました。その後課長の回答として「映像等を編集し
			て、市が意図しない誤った情報として SNS ヘアップされ

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			る恐れがあるため、禁止行為とした」という内容の説明を
			受けました。市民や事業者が各担当課の窓口へ相談に行
			き、その内容が相談者にとって大切であれば、内容を記録
			し後日確認したい場合もあります。許可なく撮影させる
			と、執務スペース内の職員の机やパソコンのモニター等
			に写されてはいけない情報がある場合も考えられるた
			め、撮影に許可を要するのは理解できますが、録音ではそ
			ういう心配はありません。一部の人の SNS へのアップを
			防ぐために、全ての人に記録のための録音まで禁止した
			という回答であり、経緯や理由、改正の過程での議論を知
			りたいと思い、改正に関する起案書、法令審査会の資料を
			見せてもらいましたが、どこにも具体的に改正が必要と
			考える理由がありません。そして、経緯の説明も改正が必
			要な理由も示さない起案が決裁を受け、法令審査会を通
			過して規則が施行され、住民は不当に権利を制限されて
			います。市の意思決定の過程について後から検証するこ
			ともできず、市民に正しい説明もできないという異常な
			状態です。)」
	P32「3 地域資源や課題の共有」	次のとおり修正 (P36)	地域協議会からの意見により追記
	① 円卓会議の促進	「地域の特性や課題に応じた取組を進めるため、ま	推進計画(案)8ページに市の役割として、「市民等が
	「地域の特性や課題に応じた取組が進む	<mark>ちづくり活動団体が</mark> 話し合いの場を設ける <mark>ことを</mark> 促	参画する様々な機会を積極的に設け」とあり、32ページ
	よう、話し合いの場を設けるよう促すと	すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における	の①円卓会議の促進では、「話し合いの場を設けるように
14		資源や課題を共有します。」	促す」とある。
	おける資源や課題を共有します。」		「設ける」と「促す」では大きな違いがあるが市はどちら
			を考えているのか?
			⇒「市民等が参画する機会を設ける」ことも「市民等が話
			し合いの場を設けることを促す」ことも大切であり、どち

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			らも進めていく必要があります。分かりにくい記述とな
			っていたので、修正します。
	P32「3 地域資源や課題の共有」	「③ 事業者との連携」を追記(P36)	パブリックコメントの意見により追記
		「事業者の特性や専門性を活かし、公民連携による	P21「方針別施策体系 IV協働の仕組みづくり」の中に、
		市民サービスの向上や地域課題の解決に向けた取組	民間企業との連携 (公民連携) の記載を追記すべきではな
15		を進めます。また、事業者が取り組む公益的活動をま	いか。具体的には指定管理制度に留まらず、PPP/PFI の活
15		ちづくり活動団体に情報提供することにより、事業	用や包括管理委託への取組みなど民間企業の活用・連携
		者とまちづくり活動団体との協働の機会創出や連携	を推進すべきである。また、民間提案等の窓口を常設化す
		強化に努めます。」	るなどの仕組みづくりを期待する。
			⇒③に「事業者との連携」の項目を追加します。
	P39 資料編	市民等及び市職員の意識調査結果報告書を掲載	パブリックコメント、地域協議会、総合振興計画審議会、
		(P66)	協働のまちづくり検討部会からの意見により追加
			<パブリックコメント>
			一見してイラストや写真が多く使われ、「4 協働の現状
			と課題」ではアンケート」結果に円グラフや棒グラフを用
			い、また資料編も充実している割にコンパクトにまとめ
			られ、分かり易く感じました。
			ですが、大変残念なことにアンケートが誰(何?)を対
16			象にどの様に行われたかという概要も含めた結果が添付
			資料として付いていません。「協働のまちづくり」の指標
			をなる推進計画に初めての共有すべき情報がないという
			ことに大きな違和感を持ちます。
			大変失礼な表現ですが、この計画作成に携わった方々が
			条例に定めのある「協働」という言葉をきちんと理解して
			おられますか?このままでは先行きに不安があります。
			直ちにアンケート結果全てを推進計画の資料として公開
			することで「情報の共有」を実現して下さい。

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
		※「今回に配布した計画書」のページ番号	<ul> <li>&lt;地域協議会&gt; 計画書(案)P16~20までの「協働の現状と課題」の根拠となる「市民等及び市職員の意識調査」について調査概要を含め全集計結果をこの計画書の添付資料とし、所要の変更を加え策定・公表してください。計画本文でも折角実施したアンケート調査概要について今少し詳しく触れるべきです。またアンケート結果に関しても、「意識調査から見えてきた協働の現状と課題」というタイトルにしては、5ページというボリュームは圧倒的に不足。特に「まちづくり活動団体 1項目」「まちづくりセンターの現状 1項目」「市職員の現状 2項目」で「協働の現状」を記述できているはとても言い難い。&lt;総合振興計画審議会&gt; 中間報告に添付されていなかった「アンケート結果の報告書」の提出を求めるべきと考えます。</li> <li>〈理由〉 アンケート結果は計画本文の根拠となるものであり、また市民等と共有されなければならない情報であることから、計画書資料として付随すべきものと考える。(条例第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項関係)</li> <li>◇市民意識調査</li> <li>○市民アンケート(このクロス集計のみ中間報告で添付)</li> <li>〈以下欠落〉</li> <li>○調査概要</li> <li>○市民アンケート(全体集計)</li> </ul>
			○団体アンケート ・地区まちづくり推進委員会

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			・町内会、自治会
			・NPO 法人(特定非営利活動法人
			・事業者
			• 高等教育機関
			◇職員意識調査
			○職員アンケート
			・正規職員
			・まちづくりセンター職員
			<協働のまちづくり検討部会>
			浜田市総合振興計画審議会への中間報告では、当初ス
			ケジュールの変更をしてまで行った市民等意識調査に関
			する結果が、調査概要も省かれた一部(市民アンケートの
			クロス集計のみ)となり、職員意識調査結果に至っては全
			部が省かれています。何故か?
			アンケートの実施については、条例第2条第1項1号及
			び同条第2号の推進に向け、対象を条例第2条第1項第
			7号に高等教育機関を加えたもの、また条例第7条第2号
			に定める「市の職員」を対象とし、必要な現状の把握をす
			るために条例第6条第3項に基づき条例第9条第1項第
			4 号に定めたものを実施したと理解している。
			従って、その結果の全部を報告することで計画本文の
			記述との整合性についてのチェックがなされるべきと考
			えます。
			よって次回部会では、これらを下欄構成にてきちんと
			報告し、計画に所要の変更を加えたものを提示して下さ
			٧١°
			また、協働のまちづくりに関する浜田市の現状把握の
			ために行われたアンケート結果を市民等と共有できない

No.	変更前 ※「第6回総合振興計画審議会で 配布した計画書」のページ番号	変更後 ※「今回に配布した計画書」のページ番号	変更理由
			とすれば、それは「協働」の名に恥ずべき行為です、条例第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項
			に抵触すると考えます。アンケート結果の構成
			・資料は第5回部会で配布されたものをベースとし、タイトルも(資料編)【市民意識調査】【職員意識調査】とし、
			【市民意識調査】は市民アンケートと団体アンケート、 【職員意識調査】は職員アンケートの結果とし、第6回
			部会で提示されたクロス集計は、市民アンケートの付属 資料とする。
			パブリック・コメントは、計画書のみでアンケート結果が添付されていません。この手法は条例第16条第1項の定
			めに反します。*文中「条例」とは「浜田市協働のまちづくり推進条例」を指す。
			⇒資料編に市民等及び市職員の意識調査結果全てを掲載     します。